正誤表

お詫びして訂正させていただきます。

「市町村の現場から寄せられた 選挙管理の実務に関するQ&A 令和5年版」の20ページ掲載の「Q7」、122ページ掲載の「Q1」の「A」につきまして、誤りがありました。

読者の皆様にはご迷惑をおかけしましたことをお詫びして、Aと解説の一部を 次のように訂正させていただきます。

(P20[Q7])

人 6月29日

(解説の上から6行目) また、②6月30日転出の場合は、10月31日に4か月を経過するに至り、11月1日以降抹消することになります。よって、10月31日に選挙人名簿から4か月経過抹消される転出日は、①の6月29日までに転出した者です。

(P122[Q1])

A 一般論として記載内容によっては公選法に抵触する おそれがあります。

氏名又は氏名類推事項が表示されているTシャツ等の着用については、告示日前においては政治活動のためにする演説会、講演会、研修会その他これらに類する集会の会場において当該演説会等の開催中着用されるもの**以外**は公選法第143条第16項に違反するおそれがあります。